

第2節 抵当証券業者の監督をめぐる動き

I 抵当証券業者の概要

抵当証券業の規制等に関する法律は、昭和60年代に入り抵当証券のカラ売り、二重売り等の詐欺による被害が社会問題化したのを受けて、こうした被害を未然に防止する観点から、「登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって抵当証券の購入者の保護を図る」ことを目的として制定された。

抵当証券業者の登録数については、バブル期に急速に増加し、ピーク時には175社（平成3年度）であったが、バブル崩壊後の不動産市況の低迷等の影響もあり、平成13年3月末で91社（代理・媒介のみを行う証券会社を除けば56社）まで減少し、ピーク時の1/3程度となった。

II 大和都市管財株式会社について（資料12-2-1参照）

近畿財務局においては、同社に対し、平成12年10月に同社から提出された登録更新申請書について立入検査等を通じて内容を審査したところ、登録に必要な財産的基礎を有していないと認められ、抵当証券業の規制等に関する法律第8条第2項で準用する第6条第1項第7号に該当することとなったことから、平成13年4月16日に有効期間の更新の登録を拒否し、同社に対してその旨通知した。

また、抵当証券購入者の保護の観点から、当社の財産が散逸することを防止し、財産の保全を図る必要があったことから、同日、近畿財務局は、同社について、大阪地方裁判所に対して商法第381条第2項の規定に基づく会社整理の通告を行った結果、同日、会社整理の開始が決定されるとともに、順次同社及び関連会社の財産の保全が図られた。